

平成30年6月29日

第8回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 平成30年6月29日(金) 午後2時50分
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 堅田委員
谷脇(裕)委員 山崎委員 笹岡委員 中村委員

(推進委員8名) 青木委員 森光委員 市川(孝)委員 中平委員
鍋島委員 谷脇(督)委員 谷本委員 森田委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 山口委員
5. 出席職員 (事務局4名) 小野局長 国広次長
中西係長 盛光主幹
6. 議案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について
(諮問)
議案第6号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. その他

開会宣言	市川会長 只今から平成 30 年第 8 回農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	小野局長 本日は第 8 回の総会です。5 番山口委員さんは、本日欠席との連絡がありましたのでお知らせをしておきます。
議 長	市川会長 先程は大雨の中、現地確認お疲れ様でした。本日は第 6 号迄あります。慎重なご審議を頂きます様、よろしくお願いいいたします。日程第 1 議事録署名人の選任について、議長の方で指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。 (異議無し) 多数。
議事録署名	市川会長 本日の議事録署名人は 3 番中村委員さん、4 番青木委員さん、よろしくお願いいいたします。 (異議無し) 多数。
議 長	市川会長 続きまして、日程第 2 の議事に移りたいと思います。第 1 号議案非農地証明について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
議案説明	小野局長 議案第 1 号非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 6 月 29 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 記 (1)申請者 住所 ○○○○○○○番地 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 4 件 (2)申請受理面積 田 3,631 m ² 畑 175 m ² 合計 3,806 m ² 番号 1 申請人 地区 ○○ ○○○○○○○番地 ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市下郷字東寺中 169 番

	<p>土地の表示 地目 畑 面積 109 m²</p> <p>事由 申請地は平成 3 年月日不詳頃より、〇〇〇〇所有の倉庫（車庫）として整備されており、非農地化している。</p> <p>確認委員 横山 巖</p>
番号 2	<p>申請人 地区 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字大谷乙 1001 番 1</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 327 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字大谷乙 1001 番 3</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 79 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字坂ノ前乙 1029 番 1</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 724 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字坂ノ前乙 1029 番 6</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 21 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字坂ノ前乙 1030 番 4</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 715 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字坂ノ前乙 1031 番 1</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 718 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字坂ノ前乙 1031 番 5</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 12 m²</p> <p>事由 申請地の内、字坂ノ前乙 1029 番 6 及び 1031 番 5 は、昭和 62 年月日不詳頃より、用悪水路として使用し、その他の土地全て〇〇〇〇〇〇〇の工場用地として（食堂敷地・工場・倉庫）平成 8 年月日不詳頃より、非農地化している。</p> <p>確認委員 笹岡 准一 鍋島 雄一郎</p>
番号 3	<p>申請人 地区 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字大谷乙 1000 番</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 327 m²</p> <p>事由 申請地は平成 8 年月日不詳頃より、〇〇〇〇〇〇の従業員と来客用の駐車場として利用しており、非農地化している。</p> <p>確認委員 笹岡 准一 鍋島 雄一郎</p>
番号 4	<p>申請人 地区 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇</p>

	<p>土地の所在地 須崎市桑田山字ヤマセ乙 1185 番 1</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 708 m²</p> <p>事由 申請地は平成 6 年月日不詳頃より、駐車場として利用されており、今後農地として利用出来ない状況である。</p> <p>確認委員 堅田 良明 谷脇 督央</p>
	<p>番号 5 申請人 地区 ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○番地○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市神田字池ノ谷 2736 番</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 66 m²</p> <p>事由 申請地は昭和 50 年代月日不詳頃より、現況は山林であり、非農地化している。</p> <p>確認委員 市川 雅彦 森光 博</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>これに付きまして、関係委員さんのご意見をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>小野局長</p> <p>番号 1 ですが、横山前委員に付きましては、退任されておりますので、事務局の方でも確認しております。申請地は 20 年以上前から、この土地につきましては、車庫を含む倉庫が建築されておりました、非農地であることを確認いたしました。</p>
意 見	<p>12 番笹岡委員（農業委員）</p> <p>番号 2・3 について、鍋島委員と土地家屋調査士の○○さんと確認をしまして問題ありませんので、原案を承認したいと思います。</p> <p>2 番堅田委員（農業委員）</p> <p>番号 4 につきまして、駐車場になっていて、谷脇委員と別々に行って確認をしましたが、大丈夫だと思います。</p> <p>8 番森光委員（推進委員）</p> <p>番号 5 について、神田の土地ですが、問題ありませんので原案承認したいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>それぞれ説明を頂きましたが、これに対してご質問ご意見ございませんでしょうか。</p>

審 議	<p>市川会長 ご意見がない様でございますが、原案承認という事で、ご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 ご異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。ありがとうございました。 続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規程による許可申請の審議について、を議題と致します。事務局の方からお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 6 月 29 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住 所 ○○○○○番地 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 3 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 4957.00 m² 畑 7416.13 m² 合計 12373.13 m²</p> <p>番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○番地 ○○ ○</p> <p>譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○番地 ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字冢ケ市甲 1180 番 1 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 2.81 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字冢ケ市甲 1180 番 6 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 30 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字眞中甲 3182 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 4785 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字ヒシイケ甲 3089 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 田 面積 471 m²</p> <p>土地の所在地 須崎市下郷字大久保 14 番 4 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1346 m²</p>

土地の所在地	須崎市下郷字大久保 14 番 5				
土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積	1152 m ²		
土地の所在地	須崎市下郷字大久保 1788 番				
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 田	面積	954 m ²		
土地の所在地	須崎市下郷字増岡 36 番イの 1				
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	380 m ²		
土地の所在地	須崎市下郷字増岡 36 番 2				
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	238 m ²		
土地の所在地	須崎市下郷字増岡 36 番 3				
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	264 m ²		
土地の所在地	須崎市下郷字増岡 37 番				
土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積	452 m ²		
土地の所在地	須崎市下郷字増岡 38 番				
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	135 m ²		
土地の所在地	須崎市下郷字増岡 39 番口				
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	39 m ²		
土地の所在地	須崎市下郷字増岡 39 番 6				
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	3.32 m ²		
土地の所在地	須崎市下郷字増岡 42 番				
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	181 m ²		
土地の所在地	須崎市下郷字増岡 43 番口				
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	459 m ²		
合計	16 筆				
面積 (m ²)	10892.13 m ²				
事由	贈与				
耕作面積 (a)	〇〇.〇 a				
稼動力 (人)	〇/〇				
番号 2 申請人	譲渡人 地区 〇〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇番地				
	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇				
	譲受人 地区 〇〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇番地				
	〇〇 〇				
土地の所在地	須崎市押岡字久保ノ上 630 番				
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	85 m ²		
事由	売買				
耕作面積 (a)	〇.〇 a				

	<p>稼動力 (人) ○/○</p> <p>番号 3 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○番○号 ○○ ○○ 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地○ ○○ ○○ 譲受人 地区 ○○○○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地 ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市上分字宮ノ沖丙 143 番 1 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 552 m² 事由 売買 耕作面積 (a) ○.○ a 稼動力 (人) ○/○</p> <p>番号 4 申請人 譲渡人 地区 ○○○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○番地 ○○ ○○ 譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○番地 ○○ ○○○</p> <p>土地の所在地 須崎市桐間東 48 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 844 m² 事由 売買 耕作面積 (a) ○.○ a 稼動力 (人) ○/○</p>
補足説明	<p>国広次長</p> <p>それでは補足説明をします。全ての申請について、法定の添付書類は整っております。番号 1 番について、譲渡人から譲受人へ親子間により農地 16 筆の贈与がされるものです。譲受人の耕作面積は○○.○ a であり、許可後も、親子間の贈与のため農業経営には変わりなく引続きミョウガ等の栽培を行うとのことです。</p> <p>番号 2 番については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地 1 筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後○.○ a になり、対象地において、露地野菜の栽培を行うとのことです。</p> <p>番号 3 番について、共有名義で、譲渡人は 2 名となっており、持分はそれぞれ 2 分の 1 ずつとなっております。申請内容については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地 1 筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後○.○ a になり、対象地において、露地野菜の栽培を行うとのことです。</p>

	<p>番号 4 番については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地 1 筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は〇.〇 a ですが許可後は〇.〇 a になり、対象地において、柿、栗などの栽培を行うとのこと。</p> <p>それでは、全ての申請について、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。第 2 号農業生産法人以外の法人、第 3 号信託については適用ありません。第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。第 7 号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上、すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、それぞれ関係委員さんのご意見がございましたら順次お願いします。番号 1 については鍋島委員さんお願いします。</p>
意 見	<p>9 番鍋島委員（推進委員）</p> <p>番号 1、問題ないと思います。</p> <p>16 番市川会長（農業委員）</p> <p>番号 2 ですが譲受人に確認しましたら、別に問題ないと言う事です。番号 3 をお願いします。</p> <p>4 番青木委員（推進委員）</p> <p>番号 3 も、問題ないと思います。</p> <p>15 番市川委員（推進委員）</p> <p>番号 4 ですが、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>この件について、何かご質問ご意見はございませんでしょうか。無いようでしたら、ご意見がありましたらお願いします。</p>

審議	ご意見が無いようでございますが、許可を与える事にご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、別に問題ないとの事ですので、許可を与えることと決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局の方から説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長</p> <p>議案 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 4 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 6 月 29 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 申請者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○番地○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2) 申請受理面積 畑 10.85 m² 計 10.85 m²</p> <p>番号 1 申請人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○番地○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市安和字焼坂 2283 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 1,457 m²の内 10.85 m² 種別 2 事由 墓地</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>それでは補足説明をお願いいたします。</p>
補足説明	<p>小野局長</p> <p>農地の区分と転用目的ですけれども、申請地につきましては○○地区の○○○○集落○戸になりまして、特に周辺に駅等なく甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地と判断いたしました。資力及び信用につきましては、納骨堂の設置費○万円を自己資金で調達して整備する建設計画になっております。特に問題は認められな</p>

		<p>いと思います。申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性ですけれども、確実性につきましては、特に問題はないと思います。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込ですが、墓地埋葬法による許可申請済みでありまして、見込みを頂いておりますので特に問題はないと考えております。計画面積の妥当性ですが、納骨堂の所有面積〇.〇㎡は墓地建築に必要な面積と考えております。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は自己所有地への自然浸透としておりまして、隣接農地の同意も得ております。特に支障はないものと思います。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>市川会長</p> <p>この件について、関係委員さんのご意見をお願い致します。</p>
意	見	<p>1 番山崎委員（農業委員）</p> <p>〇〇〇〇さんは〇〇出身の方です。家と墓地がありますので時々家に帰って来ておりますので、現地確認をしました所、特に問題ないと思いますので、許可を与えたいと思います。</p>
議	長	<p>市川会長</p> <p>この件について、どなたかご質問ご意見はございませんか。なければ、どなたかご意見をお願いします。</p>
意	見	<p>10 番 中平委員（推進委員）</p> <p>議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について意見を申し上げたいと思います。今回は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇さんの 1 件でございますが、先ほど審議いたしました結果、別に問題もないという事ですので、至当の意見を付け進達を諮りたいと思います。</p>
審	議	<p>市川会長</p> <p>別に問題もないということでございますので、至当の意見を付けて進達をという事で、ご異議ございませんでしょうか。</p>
採	決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議	長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようでございますので、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議についてでございますが、至当の意見を付して進達する事と決定いたします。ありが</p>

<p>議案説明</p>	<p>とうございました。</p> <p>続きまして、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局よりお願いします。</p> <p>小野局長</p> <p>議案 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 6 月 29 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○番地 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 795 m² 計 795 m²</p> <p>番号 1 申請人 賃貸人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○番地 ○○ ○○ 賃借人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○番地○ ○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字大谷乙 1020 番 1 同 1020 番 4</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 390 m² 地目 台帳 田 現況 田 面積 405 m² 種別 2 事由 駐車場・花壇</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>補足説明をお願いします。</p>
<p>補足説明</p>	<p>小野局長</p> <p>番号 1 番ですが、農地の区分と転用目的について、申請地は○○地区○○集落○戸にありまして、農振農用地ですけれども、平成 30 年 4 月 17 日に除外決定されております。周辺に駅等はなく、農地の区分は甲種・第 1 種・第 3 種のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地と考えております。転用の目的としては、これまで事業所内に整備された駐車場が無く、社用車及び私用車が塗装の影響を受けてきましたが、隣地の農地を借り上げ、新しく駐車場として整備するものであります。他に代替すべき土地は無く、農地の転用目的は問題ないものと考えております。資力及び信用については、整地費○○万円を賃貸人が自己資金で整備するものでありまして、特に問題は認められないものと言う風に思いま</p>

	<p>す。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でありますけれども、工期は平成 30 年 9 月 1 日から平成 30 年 11 月 10 日までとなっております、確実性に付きましては特に問題はないものと思います。計画面積の妥当性につきましては、所要面積〇〇㎡は土地利用計画図等より、必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、耕土を田んぼの土を砕石に入れ替えることで雨水は自然浸透させる。そして既設のコンクリート畔より数センチ低く整地をする事で、越流を抑えると言うことで他の農地への影響はなく問題ないものと考えております。</p>
議 長	<p>市川会長 この件について、関係委員さんのご意見ございましたらお願いします。</p>
意 見	<p>9 番笹岡委員（農業委員） 鍋島委員と二人で、〇〇〇〇さんの件を確認しましたが、問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>市川会長 ありがとうございました。この件について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。</p>
意 見	<p>8 番森光委員（推進委員） 議案 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん 1 件審議をいたしました所、いずれも問題ないと言う事ですので、至当の意見を付して進達したいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長 別に問題無しと言う事ですが、他に異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 ご異議がないと言う事でございますので、議案 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、至当の意見を付して進達する事といたします。ありがとうございました。 続きまして、議案第 5 号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長 議案第 5 号須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）、農業振興地</p>

	<p>域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、同法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求める。平成30年6月29日須崎市農業委員会会長市川雅彦。記、別冊の通り。以上です。</p>
議長	<p>市川会長 これについて補足をお願いします。</p>
補足説明	<p>盛光主幹 平成30年度上期須崎（須崎市）農業振興地域整備計画変更（案）平成30年6月29日須崎市長楠瀬耕作。 ＜別紙1＞当該変更に係る土地一覧表（除外案件）になります。</p> <p>整理番号1</p> <p>土地所有者 住所 ○○○○○○○○○○○番地○ 氏名 ○ ○○</p> <p>転用予定者 住所 ○○○○○○○○○○○番地○ 氏名 ○○○○○○○○</p> <p>農用地区域から除外する土地の概要</p> <p>大字 浦ノ内東分 字 マツトノマエ 地番 1787-1 地目 公簿 田 現況 雑種地 指定用途 農用地 変更面積 457.00 m²の内 9.00 m²</p> <p>除外後の用途 携帯電話アンテナ基地局 土地改良事業等との関係 無し 都市計画区域との関係 都市計画区域外</p> <p>整理番号2</p> <p>土地所有者 住所 ○○○○○○○○○○○番地○ 氏名 ○○ ○○</p> <p>転用予定者 住所 ○○○○○○○○○○○番地○ 氏名 ○○ ○○</p> <p>農用地区域から除外する土地の概要</p> <p>大字 浦ノ内西分 字 鹿ノ子越 地番 652-1 地目 公簿 畑 現況 原野 指定用途 農用地 変更面積 284.00 m²</p> <p>除外後の用途 原野 土地改良事業等との関係 無し 都市計画区域との関係 都市計画区域外</p>

整理番号 3

土地所有者 住所 ○○○○○○○○番地

氏名 ○○ ○○

転用予定者 住所 ○○○○○○○○番地○

氏名 ○○○○○○

農用地区域から除外する土地の概要

大字 下分 字 大谷 地番 乙 995-3

地目 公簿 田 現況 宅地

指定用途 農用地 変更面積 95.00 m²

大字 下分 字 大谷 地番 乙 995-5

地目 公簿 田 現況 宅地

指定用途 農用地 変更面積 214.00 m²

除外後の用途 工場敷地

土地改良事業等との関係 無し

都市計画区域との関係 都市計画区域内のその他の区域

整理番号 4

土地所有者 住所 ○○○○○○○○番地○

氏名 ○○ ○○

転用予定者 住所 ○○○○○○○○番地○

氏名 ○○ ○○

農用地区域から除外する土地の概要

大字 吾井郷 字 田中 地番 乙 2596-1

地目 公簿 田 現況 田

指定用途 農用地 変更面積 499.00 m²

除外後の用途 宅地

土地改良事業等との関係 事業名 新農業構造改善事業 吾桑西ノ沢土地改良区

工事完了広告年度 登記完了 昭和 62 年

都市計画区域との関係 都市計画区域外

以上 4 つで合計変更面積は、1101.00 m²となります。

まず先に、一箇所修正があります。一番右下のところに H30 下期となっていますが上期に変更をお願いします。

<別紙 2> 農用地利用計画の変更になります。変更箇所のみ読み上げて説明させていただきます。

1. 農業振興地域の現況地目別面積

農用地 田 変更前 749.0374714ha 変更後 748.95544ha

差引増減 △0.0817ha

	<p>畑 変更前 382.69663ha 変更後 382.66823ha 差引増減 △0.0284ha</p> <p>小計 変更前 1285.33377ha 変更後 1285.22367ha 差引増減 △0.1101ha</p> <p>その他 変更前 464.7ha 変更後 464.8ha 差引増減 0.1101ha</p> <p>2.農用地区域の現況地目別面積</p> <p>農用地 田 変更前 622.837135ha 変更後 622.755435ha 差引増減 △0.0817ha</p> <p>畑 変更前 95.596628ha 変更後 95.568228ha 差引増減 △0.0284ha</p> <p>総面積 変更前 810.2ha 変更後 810.1ha 差引増減 △0.1101ha</p> <p>小計 変更前 808.9ha 変更後 808.8ha 差引増減 △0.1101ha</p> <p>3.農用地区域の用途区分別面積</p> <p>農用地 農地 変更前 808.233763ha 変更後 808.123663ha 差引増減 △0.1101ha</p> <p>総面積 変更前 810.2ha 変更後 810.1ha 差引増減 △0.1101ha</p> <p>小計 変更前 808.9ha 変更後 808.8ha 差引増減 △0.1101ha</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>この件について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p>
意 見	<p>盛光主幹</p> <p>農業振興地域の整備計画の変更にあたって、県の方がガイドラインと言うものを作っておりまして、そこで農用地として適切な土地に該当しない場合、と言うのが出まして農業振興地域整備計画の達成の為の一般的な土地利用の支障を及ぼす恐れがない土地、当該の土地を除外しても、周辺の農業水産に悪影響を及ぼす恐れがない土地、尚且つ周辺の農業用排水施設と土地改良施設の有する機能に、支障を及ぼす恐れがない土地であって、周辺の農用地等において土砂の流出崩壊等の災害を発生させる恐れが無い土地、と言うのが農用地区域に適切でないとか該当しないと言う部分であっていいと。逆に該当しなければ農用地としておくべき。と言う感じになっている。</p> <p>6 番森田委員（推進委員）</p> <p>中側ですよ。あそこに墓地を作って周りを綺麗にしたとしても、全部はなかなか手をつけて綺麗にはしてくれそうにないですよ。でもそこだけはしないと、これでいいと言う訳には行かないと思いますので、株って増えますし太るし今の所大丈夫でも、あのまま</p>

どんどん増えて行くと根をずっと張っていくので、指導してこれをゾーンからまずは綺麗にして頂かないと指導して頂かないといけないと思います。

市川会長

周辺農地に悪影響を与えない様に管理してください。と言う指導をすると言う事ですよね。そのまま原野にして通らせるのは適当では無い。と言う事ですか。まあ墓地の事は別で出た時に対応できますよね。今回の墓地と言うのは出てきてないんですよね。

盛光主幹

墓地って言うのは、申請書には一応書いてはいるんですが、農振法としては、非農地として、原野として非農地証明の申請、その後としてついでにじゃないですけど説明で、後々1部はこっちにする予定と言う事は書かれていたんですが。

6 番森田委員（推進委員）

そしたら今の現時点で原野にすると言う部分では、それを非農地とすれば、周辺農地に影響があった時に、対応しにくいのでは。

国広次長

現地に行っていないんですが、森田委員が言った様に、農振農用地からの非農地目的の除外なので、非農地が通ればこちらとしては何も言えないですよ。農振農用地の除外目的の墓地建設なら当然転用申請が出た時には動くけれども、農地じゃなくなるので、あとは隣接している所有者同志の人間の話になりますよね。

市川会長

これからああ言う所は、増えて行きますよね。原野と認めて行くのか。指導するのか。

盛光主幹

それこそ結構須崎市内で農用地区域として指定されている部分で、すでに山林としてなっている部分が結構ありまして、相談もあったりするんですが、ただ山林のままなら除外しなくてもいいんじゃないかとか、そこの辺との兼ね合いもありますので。

6 番森田委員（推進委員）

原野として認めれてるものもありますか。

国広次長

今のこれ自体は、目的が非農地となっているので、墓地目的で農振農用地なら転用申請

	<p>してくれた、周辺農地の同意とか、現地見てないので分かりませんが、非農地目的だから、除外するか、目的を変えるかですね。</p> <p>盛光主幹 ○○○○○○○○の○○さんです。一度そしたら説明をする様にして、再考後、県の方に申請をさせて頂いて構いませんか。</p>																																													
審 議	<p>市川会長 今日のこの空気を行政書士さんに伝えて貰って、再考を願うと。他の件については、問題もないと言う事でよろしいでしょうか。</p>																																													
採 決	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>																																													
議 長	<p>続きまして、議案第 6 号農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>																																													
議案説明	<p>小野局長 議案第 6 号農用地利用集積計画について（諮問）、上記の事について、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 6 月 29 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。記別冊の通り。以上です。</p>																																													
議 長	<p>市川会長 それでは補足説明をお願いします。</p>																																													
補足説明①	<p>盛光主幹 それでは別冊についてご説明致します。農用地利用集積計画書（案）平成 30 年度第 3 号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成 30 年 6 月 29 日須崎市長楠瀬耕作。 次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。</p> <p>整理番号 30-4</p> <table border="0"> <tr> <td>利用権設定等を受ける者</td> <td>住所氏名</td> <td>○○○○○○○○番地</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農作業従事日数</td> <td>365 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>経営耕地面積</td> <td>農地</td> <td>1000</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定等面積</td> <td>農地</td> <td>2335</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計農地面積</td> <td>3335</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	利用権設定等を受ける者	住所氏名	○○○○○○○○番地	○	○	○	○	○	○		農作業従事日数	365 日								経営耕地面積	農地	1000	m ²						利用権設定等面積	農地	2335	m ²							合計農地面積	3335	m ²				
利用権設定等を受ける者	住所氏名	○○○○○○○○番地	○	○	○	○	○	○																																						
	農作業従事日数	365 日																																												
	経営耕地面積	農地	1000	m ²																																										
	利用権設定等面積	農地	2335	m ²																																										
		合計農地面積	3335	m ²																																										

	<p style="text-align: center;">農作業従事者 農業専従者〇名 (内 15 歳以上 60 歳未満の者〇名)</p> <p>利用権設定等申出書</p> <p>利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇〇〇〇 生年月日 昭和〇年〇月〇日</p> <p>利用権の設定をする者 〇〇〇 〇 生年月日 昭和〇年〇月〇日</p> <p>聴取確認欄</p> <p>1.通作距離 10～20 km</p> <p>2.権利の種類 賃借権設定（期間借地）</p> <p>3.借受人の分類 個人 世帯員</p> <p>4.貸付人の分類 個人</p> <p>5.中核農家の該当の有無 有</p> <p>6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望</p> <p>7.経営規模 借人 0.3～0.5ha 貸人 不耕作</p> <p>8.経営改善計画の認定の有無 無</p> <p>利用権を設定する土地 所在 浦ノ内西分字六反地 3812 番</p> <p style="padding-left: 40px;">現況地目 田 面積 2335 m²</p> <p style="padding-left: 40px;">設定する利用権 内容 キュウリ</p> <p style="padding-left: 40px;">期間 平成 30 年 7 月 1 日～平成 40 年 6 月 30 日 10 年間</p> <p style="padding-left: 40px;">借賃 〇万円</p> <p style="padding-left: 40px;">借賃の支払方法 〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p style="padding-left: 40px;">利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借</p> <p>以上です。</p> <p>補足説明② 盛光主幹</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号 30 - 4 ですが、借受人の主たる経営作物はキュウリで、構成員は〇人、うち〇人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は 18 条第 2 項第 6 号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません、第 4 号の規定で対象農</p>
--	---

	<p>地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請1件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>以上説明がございましたが、この件について、何かご質問はございませんでしょうか。別に無い様でしたら、どなたかご意見をお願いします。問題もない様でございますので、この件については承認をする事にご異議ございませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>特に問題もない様ですので、議案第6号農用地利用集積計画について（諮問）、承認をする事とし、答申を諮りたいと思います</p>
閉会宣言	<p>市川会長</p> <p>その他の件で何かございませんか。無いようでしたら、以上で第8回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>
<p>閉会 午後4時10分</p>	
<p>その真正なることを証して署名する。</p>	
<p>議 長</p>	
<p>3 番</p>	
<p>4 番</p>	